

令和4年かすみがうら市議会第1回定例会

市長提出議案概要書

〔追加提出〕

令和4年3月24日

かすみがうら市

目 次

○ 条例に関する議案〔 6 件 〕

議案第 23 号	かすみがうら市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について【一部改正】	……………	1
議案第 24 号	かすみがうら市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について【一部改正】	……………	2
議案第 25 号	かすみがうら市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について【一部改正】	……………	3～4
議案第 26 号	かすみがうら市特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について【一部改正】	……………	5～6
議案第 27 号	かすみがうら市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について【一部改正】	……………	7～8
議案第 28 号	かすみがうら市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について【一部改正】	……………	9

○ 予算に関する議案〔 1 件 〕

議案第 29 号	令和 3 年度かすみがうら市一般会計補正予算（第 1 2 号）	……………	10～11
----------	---------------------------------	-------	-------

議案第 23 号	かすみがうら市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について【一部改正】
----------	--

1 要 旨

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（令和 3 年法律第 37 号）及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 58 号）が廃止されるため、かすみがうら市個人情報保護条例について所要の改正をするもの。

2 内 容

条文中の用語の定義で引用している法令、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」と「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」が廃止されるため、「個人情報の保護に関する法律」へ改正。

3 施行年月日

令和 4 年 4 月 1 日

[総務部：総務課]

議案第24号	かすみがうら市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について【一部改正】
<p>1 要 旨</p> <p>妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援に関しては、令和3年8月10日に人事院が行った「公務員人事管理に関する報告」及び「国家公務員の育児休業等に関する法律の改正についての意見の申出」の中で、国家公務員に係る「妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援のために講じる措置」が明らかにされている。地方公共団体の職員についても国家公務員に準拠した取扱いとすることが求められていることから、当該条例を改正し、必要な措置を講ずるもの</p> <p>2 内 容</p> <p>(1) 非常勤職員の育児休業取得要件の緩和</p> <p>育児休業取得要件のうち「引き続き在職した期間が1年以上」とする要件を廃止</p> <p>(2) 育児休業を取得しやすい勤務環境の整備に関する措置等</p> <p>①妊娠・出産等を申し出た職員に対する個別の周知・意向確認</p> <p>②勤務環境の整備（研修実施、相談体制整備等）</p> <p>3 施行年月日</p> <p>令和4年4月1日</p> <p style="text-align: right;">〔 総務部：総務課 〕</p>	

議案第25号	かすみがうら市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について【一部改正】
--------	---

1 要 旨

令和3年8月10日に発出された人事院勧告に係る期末手当支給月数の引下げについて、一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律（平成12年法律第125号）の改正が行われなかったため、これに準じて、当市でも同年12月期の期末手当支給月数を引き下げなかった経過がある。今般、当該引下げ相当額を令和4年6月期の期末手当から減額する調整に係る改正法案が第208回国会に提出されていることから、国家公務員の取扱いに準じた取扱いとするため、本件条例を制定するもの

2 内 容

(1) 期末手当の支給月数

	6月期	12月期
令和3年度	1. 675月	1. 675月
令和4年度以降	<u>1. 625月</u>	<u>1. 625月</u>

※前年度比0.1月分の引下げ

(2) 令和4年6月の期末手当に係る経過措置

本件条例の附則（経過措置）の規定により、令和3年の人事院勧告どおりの改定が行われていたとした場合の当該期末手当の額との差額（調整額）を減ずる。

減ずる差額（調整額）は「令和3年12月に支給された期末手当の額」に所定の割合（167.5分の10）を乗じて算出する。

3 施行年月日

令和4年4月1日

[総務部：総務課]

議案第26号	かすみがうら市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について【一部改正】
--------	---

1 要 旨

令和3年8月10日に発出された人事院勧告に準じた期末手当支給月数の引下げについて、特別職の職員の給与に関する法律（昭和24年法律第252号）の改正が行われなかったため、当市でも同年12月期の期末手当支給月数を引き下げなかった経過がある。今般、当該引下げ相当額を令和4年6月期の期末手当から減額する調整に係る改正法案が第208回国会に提出されていることから、国家公務員の取扱いに準じた取扱いとするため、本件条例を制定するもの

2 内 容

(1) 期末手当の支給月数

	6月期	12月期
令和3年度	1. 675月	1. 675月
令和4年度以降	<u>1. 625月</u>	<u>1. 625月</u>

※前年度比0.1月分の引下げ

(2) 令和4年6月の期末手当に係る経過措置

本件条例の附則（経過措置）の規定により、令和3年の人事院勧告どおりの改定が行われていたとした場合の当該期末手当の額との差額（調整額）を減ずる。

減ずる差額（調整額）は「令和3年12月に支給された期末手当の額」に所定の割合（167.5分の10）を乗じて算出する。

3 対象職員

市長、副市長、教育委員会教育長

※市議会議員についても、本条例の例により引下げとなる。

4 施行年月日

令和4年4月1日

5 その他

(1) 特別職の期末手当差額の概算（1年度当たり）

	給料月額	月数差	加算割合	期間率	差額
市長	779,000円	× ▲0.1	× 1.15	× 1.0	= ▲89,585円
副市長	592,000円	× ▲0.1	× 1.15	× 1.0	= ▲68,080円
教育長	546,000円	× ▲0.1	× 1.15	× 1.0	= ▲62,790円
				(合計)	▲220,455円

(2) 市議会議員の期末手当差額の概算（1年度当たり）【参考】

	給料月額	月数差	加算割合	期間率	差額
議長	334,000円	× ▲0.1	× 1.15	× 1.0	= ▲38,410円
副議長	285,000円	× ▲0.1	× 1.15	× 1.0	= ▲32,775円
議員	269,000円	× ▲0.1	× 1.15	× 1.0	= ▲30,935円
				議員14人分 小計	▲433,090円
				(合計)	▲504,275円

[総務部：総務課]

議案第27号	かすみがうら市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について【一部改正】
--------	---

1 要 旨

令和3年8月10日に発出された人事院勧告に係る期末手当支給月数の引下げについて、国家公務員給与法の改正が行われなかったため、これに準じて、当市でも同年12月期の期末手当支給月数を引き下げなかった経過がある。今般、当該引下げ相当額を令和4年6月期の期末手当から減額する調整に係る国家公務員給与法改正法案が第208回国会に提出されていることから、国家公務員の取扱いに準じた取扱いとするため、本件条例を制定するもの

2 内 容

給与勧告の骨子（一部抜粋）	
○本年の給与勧告のポイント	
月例給は改定なし、ボーナスを引下げ（△0.15月分）	
①〈月例給〉民間給与との較差が極めて小さく、俸給表及び諸手当の適切な改定が困難であることから、改定は行わない	
②〈ボーナス〉民間の支給割合との均衡を図るため引下げ	
4.45月分→4.30月分	
民間の支給状況等を踏まえ、期末手当の支給月数に反映	

(1) 期末手当の支給月数

	6月期	12月期
令和3年度	1.275月	1.275月
令和4年度以降	<u>1.2月</u>	<u>1.2月</u>

※前年度比0.15月分の引下げ

※再任用職員にあつては、上表中「1. 275月」は「0. 725月」と、「1. 125月」は「0. 625月」と、「1. 2月」は「0. 675月」と読み替えた適用となる。(△0. 1月分)

(2) 令和4年6月の期末手当に係る経過措置

本件条例の附則（経過措置）の規定により、令和3年の人事院勧告どおりの改定が行われていたとした場合の当該期末手当の額との差額（調整額）を減ずる。

減ずる差額（調整額）は「令和3年12月に支給された期末手当の額」に所定の割合（127.5分の15）を乗じて算出するため、令和3年12月に期末手当の支給を受けていない職員は減額されず、令和3年12月の期末手当の基準日（12月1日）後に昇給した場合であっても減ずる額は昇給の影響を受けない。

3 施行年月日

令和4年4月1日

4 その他

(1) 一般職の期末手当差額（1年度当たり）

- ・総額 ▲20,516千円/年
- ・職員一人当たりの平均 ▲49千円

[総務部：総務課]

議案第28号	かすみがうら市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について【一部改正】
--------	---

1 要 旨

市職員の期末手当に係る取扱いに準じて支給月数を引き下げるため本条例を制定するもの

2 内 容

(1) 期末手当の支給月数

	6月期	12月期
令和3年度	1. 275月	1. 275月
令和4年度以降	<u>1. 2月</u>	<u>1. 2月</u>

※前年度比0.15月分の引下げ

※会計年度任用職員については、当該職が年度を単位として任用する職であること、及び当該職に係る人事院勧告の影響は翌年度の支給月数等に反映させることとして制度設計を行っていることに鑑み、令和3年度引下げ分の調整は行わない。

3 施行年月日

令和4年4月1日

[総務部：総務課]

議案第29号	令和3年度かすみがうら市一般会計補正予算（第12号）
--------	----------------------------

1 要 旨

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に、それぞれ508万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ212億3千979万7千円とするもの。

2 内 容

(1) 歳入の補正 (単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
地方消費税交付金	875,945	5,082	881,027
歳入合計	21,234,715	5,082	21,239,797

(2) 歳出の補正 (単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
総務費	2,292,152	4,092	2,296,244
衛生費	1,805,469	990	1,806,459
歳出合計	21,234,715	5,082	21,239,797

(3) 事業別補正予算の説明 (単位：千円)

歳出（事業）	補正額	事業担当課
ア 総務費の事業費		
企画調整事業（政策）	4,092	政策経営課
イ 衛生費の事業費		
ウエルネスプラザ管理運営事業（政策）	990	健康づくり増進課

[市長公室：政策経営課]

令和3年度 一般会計補正予算第12号 R040303第1回定例会
(R040324追加議案)

No	事業	内 容	単位：千円
1	企画調整事業（政策）		4,092
		スマートIC交通量推計修正業務委託 平成22年度道路交通センサスを基準に算出した交通量推計について、平成27年度道路交通センサスを基準としたものに修正する	4,092
2	ウエルネスプラザ管理運営事業（政策）		990
		ウエルネスプラザ駐車場整備設計委託 駐車場地下へ貯留槽を新設するにあたり、設計・積算を追加する	990
合 計			5,082
1	繰越明許費（追加） 企画調整事業（政策）		4,092
		交通量推計の基準とする道路交通センサスの年度を変更するにあたり、適切な委託期間を確保するため、上記の事業費について、繰越明許費を設定するもの。	
2	繰越明許費（追加） 児童手当支給事業		13,030
		令和3年度内に子育て世帯への臨時特別給付金を受け取っていない支給対象者に対する給付金支給に要する事業費について、繰越明許費を設定するもの。 臨時特別給付金 100千円×120人＝12,000千円 事務費（委託料等） 1,030千円	
3	繰越明許費（追加） ウエルネスプラザ管理運営事業（政策）		2,783
		ウエルネスプラザ駐車場地下に貯留槽を新設するための設計・積算を追加することから、適切な委託期間を確保するため、繰越明許費を設定するもの。 1,793千円（第8号補正）＋990千円（第12号補正） ＝2,783千円	
4	繰越明許費（追加） 常備消防事業		2,145
		本年3月16日に発生した地震により破損した消防本部の軒天を修繕するにあたり、適切な工事期間を確保するため、繰越明許費を設定するもの。	